

JNRP21-~~101~~1

JNLA公表用文書

JNLA登録の一般要求事項

(第~~101~~1版)

平成 ~~18~~9年~~5~~4日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

- - 目次 - -

(頁は変更になります。)

はじめに - 適用範囲	-----	3
.登録に関する一般要求事項	-----	5
.登録に関する遵守事項	-----	7
第1部 登録試験事業者に関する事項	-----	7
1.登録試験事業者の遵守事項等	-----	7
2.事業の承継(法第60条、ISO/IEC 17011 8.1.2)	-----	11
3.事業廃止(法第61条、ISO/IEC 17011 8.1.2)	-----	11
4.登録の取消し(法第63条、法第65条第3項)	-----	11
5.登録等の決定に関する試験事業者の権利	-----	11
6.確認書の提出	-----	11
第2部 国際MRA対応認定事業者に関する事項	-----	12
1.国際MRA対応認定事業者が認定を維持するための遵守事項	-----	12
2.事業の承継(ISO/IEC 17011 8.1.2)	-----	15
3.事業廃止(ISO/IEC 17011 8.1.2)	-----	15
4. 国際MRA対応認定事業者の一時停止、取消し (ISO/IEC 17011 7.1.3)	-----	15
5.認定等の決定に関する試験事業者の権利	-----	15
6.確認書の提出	-----	15
附則	-----	16
別紙1 標章の使用可能な例	-----	17
別紙2 標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例	-----	18
別紙3 英文試験証明書の欄外に記載する英文の例	-----	19
別紙4 変更届けの要否	-----	24
<u>附属書 JNLAの試験結果の規格適合性の表明に関する指針</u>	<u>-----</u>	<u>21</u>

JNLA登録の一般要求事項

はじめに - 適用範囲

工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(以下「JNLA」という。)は、試験事業者からの任意の申請に基づいて行われる制度です。

この文書は同法及び同法施行規則などの政省令に基づく試験事業者に対する登録要求事項を規定したもので、大きく2つの部分から構成されています。 .では同法第57条に規定されたJNLAの登録基準である国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準(ISO/IEC 17025)を登録審査基準とすることを表明しており、登録申請事業者及び登録試験事業者にはこれらに適合することを要求しています。 .では、登録試験事業者及び認定国際基準に対応する登録試験事業者に対する遵守事項を定めており、同法及び適合性評価機関の審査及び認定を行う機関に対する一般要求事項(ISO/IEC 17011)に規定された要求事項に基づいています。 .は第1部(登録試験事業者に関する事項)と第2部(認定国際基準に対応する登録試験事業者に関する事項)から構成されており、認定国際基準に対応しない登録試験事業者は第1部だけが適用され、認定国際基準に対応する登録試験事業者(以下「国際MRA対応認定事業者」という。)は第1部及び第2部が適用されます。

なお、この文書の中で独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)への申請又は届け出が必要な場合などの手続きの詳細については、「JNLA登録の取得と維持のための申請等の手引き(JNRP22)」(以下「手引き」という。)をご覧ください。また、参考のために、項目名又は規定の末尾に括弧書きで規定の基となっている参照文書及び対応条文・項目番号を示しています。ここで、法とは工業標準化法(昭和24年法律第185号)を、手数料令とは、工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令(昭和24年政令第408号)を、省令とは工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令(平成9年通商産業省・厚生省・運輸省令第4号)を指します。

定義

この文書の中で、特別な使い方をする用語については、次のように定義をします。

登録試験事業者

JNLAにおいて、所定の手続きに従って登録された試験事業者(経過措置期間中において、登録を受けているとみなされる試験事業者を含む。)。この文書において、特に区別をしない場合には、国内に試験所をもつ者と外国に試験所をもつ者との両方を含む。

~~登録を受けていると見なされる試験事業者~~

~~平成16年10月1日以前に認定を受けた試験事業者を、新たに登録されるまでの法律で定められた期間中、登録を受けていると見なされる試験事業者とする。この文書において、特に区別をしない場合には、登録試験事業者には登録を受けていると見なされる試験事業者を含む。~~

認定国際基準

認定機関が、APLAC、ILAC等の地域又は国際試験所認定機関協力機構の国際相互承認(MRA)に署名することにより生じる試験所認定制度の国際的な要求事項のこと。

国際MRA対応認定事業者

登録試験事業者のうち、認定国際基準を満たす事業者。

立入検査

工業標準化法第64条に基づいて機構が行う登録試験事業者に対する現地検査。

定期検査

認定国際基準への継続的な適合合致及び技術能力の維持を確認するため、認定機関機構が行う国際MRA対応認定事業者に対する定期の現地検査訪問。

.登録に関する一般要求事項

機構認定センター(英文略称:IA Japan、以下「認定機関」という。)は、工業標準化法第57条第2項に規定する試験所に関する基準であるISO/IEC 17025を試験事業者の登録審査基準とします。登録申請事業者及び登録試験事業者は、これらの該当する項目に適合しなければなりません。

~~なお、~~次の各事項については具体的な要求を示します。

管理上の要求事項(ISO/IEC 17025)

4.1.3 組織

一つの試験所(建屋)ですべての試験を実施することができない場合があります。

例えば、EMC関係のオープンサイト等、試験に大がかりな試験施設が必要な場合、その施設が登録を受ける試験所と異なる住所である場合には関連する事務所としてJNLA登録申請時に明確にシステム内に位置付ける必要があります。~~申請等の手引き(JNRP22)~~の関連する事務所の項を参照してください。

4.5.1 試験の下請負契約

工業標準化法では、「登録を受けた者が登録を受けた試験所において登録を受けた試験を行ったときは、標章を付した証明書を交付できる」旨規定されているため、原則、~~その登録を受けた者の登録試験事業者~~所以外の下請負契約者が行ったによる試験結果について、~~は~~標章を付した試験証明書を発行することは~~す~~ことができません。

JNLA標章付き試験証明書に下請負契約を結んだ登録試験事業者の試験結果を含める場合は、5.10.6項を参照してください。

~~ただし、当該試験所が、自身がJNLA登録を受けている区分について、下請負契約を結んだJNLA登録を受けている他の試験所を利用し、当該試験についてJNLA標章付き証明書を入手している場合に限りJNLA標章を付して証明書を発行することができる事とします。この場合、証明書の該当する試験項目には「下請負で実施」した旨の識別が必要になります。~~

5.4.4 規格外の方法

JNLA登録は日本工業規格(JIS)に定められている試験方法を実施する場合に限定しています。そのため、規格外の方法による試験については登録外となりますが、JISにより「当事者間の協定によって」等が指示されている場合及びJISに具体的な指示がない場合にあっては試験所が開発した方法、他の規格による方法での試験になる場合があり、このような場合には「規格外の方法」が適用されることとなります。

5.4.6.2 測定の不確かさの推定

測定の不確かさの推定については、別に公表している「JNLAの試験における測定の不確かさの適用に関する方針」に定めるカテゴリー分類の原則を遵守する必要があります。([附属書の参考1参照](#))

5.5 設備

試験所は、試験の適正な実施(サンプリング、試験品の準備、試験データの処理及び分析を含む。)のために要求されるすべてのサンプリング、試験の設備の各品目を保有する必要があります。ここでいう「保有」とは、所有物を意味するものではなく、レンタル、リース等でも構いません。

んが、常に使用できる状態で自身の管理下に置くことが必要であり、校正計画及び保全計画の立案、実施等は管理下にある証明となります。__

5.6 測定のトレーサビリティ

5.6.2.2.1 試験

測定のトレーサビリティについては、別に公表している「[IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針 \(UJNRP23\)](#)」に従って適用する必要があります。

5.6.3.1 参照標準

5.6.2.2.1項と同じ。

5.10 結果の報告

JNLA標章付きの試験証明書の発行において、登録されている試験区分以外の試験結果が証明書に含まれる場合、登録されている範囲外であることを明確に識別する必要があります。

5.10.2 試験証明報告書

工業標準化法に定められている次の各事項が記載されていることが必要です。

証明書の発行番号、頁及び発行年月日

証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員印の役職名、氏名及び記名押印又は署名

製品試験を依頼した者の氏名又は名称及び住所

製品試験を行った鉦工業品の名称、識別、特徴及び状態

製品試験により得られた値及びその値に付随する情報

製品試験の方法及びそれに付随する情報並びに当該方法が定められている日本工業規格の番号

製品試験を行った鉦工業品が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴って形質に変化を起し、製品試験により得られた値に影響を与える蓋然性が高い場合にあっては、当該鉦工業品の受領年月日及び実施年月日

5.10.5 意見及び解釈

JNLA標章付き試験証明書において規格適合性への言及を行う場合、試験所は試験の結果、不確かさの大きさ及び規格値の関係に注意する必要があり、[附属書「試験結果の規格適合性の表明に関する指針」](#)の内容を考慮して、試験所は適切な「規格適合性の表明に関する方針」を持つことが必要です。

APLACではTC004 (METHOD OF STATING TEST AND CALIBRATION RESULTS AND COMPLIANCE WITH SPECIFICATION)として一つの考え方が公表されています。

5.10.6 下請負契約者から得られた試験結果

[登録試験事業者が発行する JNLA標章付き試験証明書に、下請負契約を結んだ登録試験事業者によって行われた試験試験所の結果を含める場合には、下請負契約者から JNLA標章付き試験証明書入手するとともに、以下の条件のすべてを満足することが必要です。](#)

[下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいる旨を試験証明書の標章を付した頁に明確に記載すること。](#)

[試験証明書の各試験結果について、下請負契約者によって行われた試験結果を明確に識](#)

別すること。

下請負契約者によって行われた試験範囲が自身の登録範囲外の場合は、その旨を試験証明書に明確に記載すること。

~~下請負契約者による結果であり、かつ、登録されている範囲外であることを明確に識別する必要があります。ただし、当該試験所が、自身が JNLA 登録を受けている区分について、下請負契約を結んだ JNLA 登録を受けている他の試験所を下請負として利用し、当該試験について JNLA 標章付き証明書を入手している場合に限り JNLA 登録の範囲とすることができますが、その場合であっても下請負契約者による試験の結果であることの識別は必要です。(4.5.1項と関連)~~

.登録に関する遵守事項

登録申請事業者は登録申請の際に、登録試験事業者及び登録外国試験事業者は登録更新申請の際に、工業標準化法第 62 条及び第 65 条の規定に従い、定められた手数料を機構に納めなければなりません。

第 1 部 登録試験事業者に関する事項**1.登録試験事業者の遵守事項等**

登録申請試験事業者又は登録試験事業者が遵守すべき事項等は、以下のとおりです。

1.1 一般要求事項 (法第 58 条、法第 62 条、法第 65 条、手数料令、ISO/IEC 17011 8.1,(8.3))

登録試験事業者は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- a) 常にこの文書の規定を満足すること。
- b) 登録され、かつ、登録された範囲内で実施する業務に限り登録されている旨を主張すること。
- ~~c) 定められた手数料を支払うこと(登録外国試験事業者については旅費を含む。1.5項参照)。~~
- ~~c~~d) JNLA の不評判を招くような方法で登録を利用しないこと。
また、登録に関連して、誤解を招く又は正当でないと認定機関が見なすような表明を行わないこと。
- ~~d~~e) 登録が取り消された場合又は登録に係る試験事業を廃止した場合は、直ちにすべての登録の引用を禁止し、登録証を返納すること。
- ~~e~~f) 認定機関による製品認証を暗示するような方法で登録を利用しないこと。
- ~~f~~g) 試験結果の証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されないことを確保するよう努力すること。
- ~~g~~h) 広告などにおける登録の引用方法は、1.3 項の要求事項に適合させること。
- ~~h~~i) 公正で誠実な業務を維持すること。

1.2 試験証明書の発行 (法第 58 条、法第 65 条第 2 項、省令第 4 条～第 5 条、ISO/IEC 17011 8.3.1)

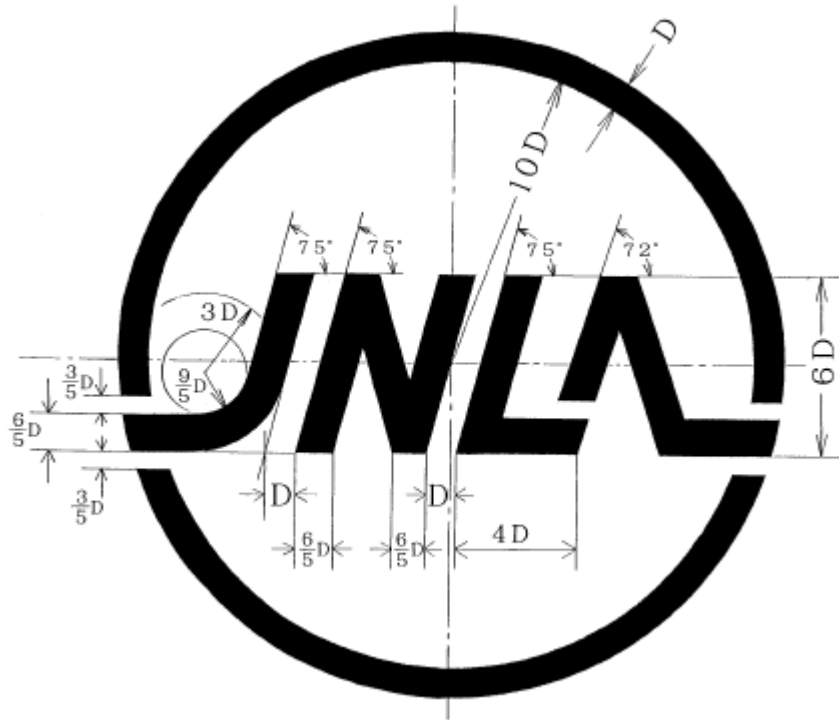
登録試験事業者は、登録された範囲について日本工業規格に定められた試験方法により試験を行ったときは、図 1 の標章 (**JNLA 標章**) を付した試験証明書を発行することができます (1.3 項参照)。また、省令第 4 条に定める試験証明書への記載事項の内容を満たしていれば、標

章を付した英文による試験証明書を発行することができます(当面は、日本語以外に使用できる言語は、英語のみとします。)。別紙 3に、欄外に記載する英文の例を掲載しましたので、参考にしてください。

また、省令第 4条で試験証明書への記載事項が定められていますので、ISO/IEC 17025の第 5.10項(結果の報告)の要求と併せて記入する必要があります。ここで、署名する者とは、登録申請書類に記載された署名又は記名押印する者に限ります。

なお、JNLA登録試験事業者以外の者が発行する試験証明書に当該標章を使用することは禁じられています。

図 1 登録試験事業者が試験証明書に表示できる標章



1.3 登録の引用について (法第 58条、ISO/IEC 17011 7.1.2 d),8.3.1,(8.1))

登録試験事業者は、標章の使用、取扱いなどの登録の引用に関する方針をもたなければなりません。このとき、以下の 1.3.2項により標章を使用しようとする場合は、事前に認定機関の確認を得てください。

1.3.1 試験証明書への標章の使用

- (1) 登録範囲の試験結果を含む試験証明書には、標章を付けることができます。
- (2) 標章付きの試験証明書に登録範囲外の試験結果を含める場合は、以下の条件のすべてを満足する必要があります。

登録範囲外の試験結果を含んでいる旨を試験証明書の標章を付した頁に明確に記載すること。

試験証明書の各試験結果について、登録範囲内又は登録範囲外の識別が証明書上で明確にできること。

- (3) 登録試験事業者の下請負として試験の一部を実施した下請負契約者は、~~ている下請負試験事業者であって、登録試験事業者でない者(以下「下請負試験事業者」という)は、その~~

~~試験範囲について登録を受けていない限り、~~ 標章を付けて試験証明書を発行することはできません。

- ~~(4) 登録試験事業者が発行する標章付きの試験証明書に、下請負試験事業者によって行われた試験結果を含める場合には、以下の条件のすべてを満足することが必要です。~~
- ~~下請負試験事業者によって行われた試験結果を含んでいる旨を試験証明書の標章を付した頁に明確に記載すること。~~
 - ~~試験証明書の各試験結果について、下請負試験事業者によるものであることの識別が証明書上で明確にできること。~~

1.3.2 広告等における標章の使用

標章を単独で試験証明書以外に使用することはできませんが、試験事業者登録制度の普及・啓発の必要性に鑑み、以下の条件のすべてを満たす場合は、標章をパンフレット、レターヘッド、その他の広告文書に使用してもかまいません。

- (1) 標章を、登録の範囲と共に標章を説明する文章の中で用いるとき。
- (2) 説明する文章の文字は、肉眼で明瞭に読みとれる大きさであること。
- (3) 標章は、製品が認証されているとの誤解を与えるような使用をしないこと。例えば、試験用試料、製品、製品の一部又はそのケースへの貼付等が該当します。別紙 1に、使用できる文章の例を示します。

1.3.3 標章を使用しない登録の引用について

- (1) 登録試験事業者 **はが**、取引に関係する文書等において登録を引用する場合には、登録範囲 (試験所、区分) を明確にしなければなりません。
- (2) ~~登録試験事業者は、~~ 標章を付さない試験証明書には、~~その登録試験事業者が登録範囲外の試験証明書に~~ JNLAで登録されている旨の表記を含めてもよいこととしますが、その試験証明書の **結果記載事項** が登録範囲内であるかのような誤解を与える表現を用いてはなりません。別紙 2に引用できる文章の例を示します。
- (3) 下請負 **契約者** 試験事業者は、**自身が登録を受けていない限り**、発行する試験証明書、カタログ、事務用品等に登録を引用することはできません。

1.4 技能試験

~~登録申請試験事業者及びは申請に係る登録までに少なくとも1回、また、登録試験事業者は認定機関の指示に従って、~~ **ISO/IEC 17025 5.9 試験・校正結果の品質の保証の一環として** 試験所間比較等の技能試験に参加することが望まれます。技能試験に参加したとき **は**、~~指示に含まれる~~ 技能試験の結果に対する要求水準を満たす必要があります。

~~なお~~ この技能試験には、認定機関自身が実施する技能試験の他、**以下手記**の技能試験があります。登録試験事業者は、認定機関から技能試験の連絡があった場合には積極的に参加することが望まれます。

認定機関が承認する外部技能試験プロバイダによる技能試験

ILAC、APLAC又はそのMRA署名メンバーが実施する技能試験であって、JNLAの区分と技術的に大きく異ならない、又は類似であると判断できるもの

1.5 報告徴収及び立入検査 (法第64条)

機構が必要と認める場合、法に基づく報告徴収又は立入検査を行うことがあります。立入検査の際、登録試験事業者は、文書の検査、全ての試験区域への立入り、記録の閲覧及び職員

との接見を含む必要な便宜と協力を機構に提供しなければなりません。

また、立入検査に際して、~~外国に試験所をもつ登録試験事業者(以下「登録外国試験事業者」という。)~~にあつては、外国の試験所への旅費に相当する費用を納入しなければなりません。

注) 法に基づいて、登録外国試験事業者には旅費が課せられますが、これは、通常、外国旅費が国内旅費に比べて極端に高額であるためです。

1.6 登録の更新(法第59条)

登録試験事業者は、登録から4年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって登録が失効することになります。登録の有効期間の満了の日の5ヶ月前~~までを目安に~~手引きに定める様式によって登録の更新申請を行ってください。

1.7 変更届(法第57条、省令第2条第2項、ISO/IEC 17011 7.12,7.13.1,7.13.2,8.1.2)

(1) 登録試験事業者は、登録された試験方法の区分において、その区分内に試験方法を追加する場合又は区分内の一部試験方法を廃止した場合、また、試験事業を実施する上で重要な事項について変更があつた場合には、その変更について手引きに定める様式によって届け出なければなりません。重要な事項として届け出べき項目としては、以下のものがあります。

特に、、、—の項目及び ののうち試験結果に重大な影響をもつ設備機器類については、ISO/IEC 17011においても重要な項目とされているので、遅滞なく届け出てください。

製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

製品試験の事業を行う施設の概要(土地、建物又は重大な影響をもつ作業環境を含む。)

製品試験の事業を行う組織に関する事項(法的、商業上又は組織上の位置付け、組織及び経営陣、例えば、中心的な経営スタッフ、重大な影響をもつ職員その他の経営資源、或いは、承認された署名者を含む。)

~~製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、全体の組織に関する事項~~

—製品試験の事業の実施の方法に関する事項(該当する場合、試験事業者の方針又は手順を含む。)

—製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

~~試験事業者の能力、登録された活動の適用範囲、この文書(登録試験事業者の遵守事項)若しくは認定機関が規定するその他の該当事項への適合性などに影響しうるその他の事項~~

(2) この規定の要求事項、該当する能力基準及びその他認定機関が規定する要求事項に係る変更について、認定機関から正当な通知を受けた場合には、登録試験事業者は、指示された期間内にその業務手順について必要な変更を行うことが必要です。また、変更が完了した時点で、その旨を認定機関へ届け出なければなりません。

~~なお、変更内容の例は手引きを参照してください。変更が軽微である場合等、変更届を省略することができる例を別紙4に示します。~~

~~ただし、登録の更新申請時には、変更後の最新版を申請書に添付する必要があります。~~

2. 事業の承継 (法第 60 条、ISO/IEC 17011 8.1.2)

登録に係る試験事業の全部が譲渡され、又は登録試験事業者の相続若しくは合併があったときは、その試験事業を譲り受けた者、相続人又は合併により設立した法人は、以前の登録試験事業者の地位を承継することになります。

登録試験事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面及び登録証を添えて、承継した旨を機構に届け出なければなりません。また、同時に、手引きに規定する様式 2B の確認書を提出してください。

3. 事業廃止 (法第 61 条、ISO/IEC 17011 8.1.2)

登録試験事業者は、登録を受けた試験方法の区分の一部又はすべての対象となっている試験事業のすべてを廃止したときは、この登録は失効します。登録試験事業を廃止したとき、登録試験事業者はその旨を登録証を添えて遅滞なく機構に届け出なければなりません。

また、登録試験事業のすべてを廃止したときは、直ちに一切の登録の引用及び標章の使用を停止しなければなりません。

なお、登録を受けた試験方法の区分において、その区分内の一部試験方法を廃止したときは、変更届により届け出なければなりません。

4. 登録の取消し (法第 63 条、法第 65 条第 3 項)

以下のいずれかに該当する場合、登録が取り消されることがあります。

登録試験事業者は、登録の取消しを受けた場合は、直ちに一切の登録の引用及び標章の使用を停止しなければなりません。

- (1) 法第 57 条第 2 項の登録のための基準に適合しなくなったとき。
- (2) 不正の手段により法第 57 条第 1 項の登録を受けたとき。
- (3) 登録外国試験事業者の場合には、求めた報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- (4) 登録外国試験事業者の場合には、検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
- (5) 登録外国試験事業者の場合には、立入検査に要する費用を負担しないとき。

5. 登録等の決定に関する試験事業者の権利

試験事業者の登録又は登録取消しの決定に関して不服がある場合には、認定機関に対して不服申立てを行うことができます。不服申立ては、意見を述べる機会の提供などを含めて公正に処理され、その結果は不服申立て者に通知されます。また、試験事業者は、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく処分の取消し訴訟ができます。

6. 確認書の提出

登録申請書を提出される際には、手引きの様式 2A 「登録の一般要求事項の確認について」を提出いただくこととなります。

第2部 国際MRA対応認定事業者に関する事項

1. 国際MRA対応認定事業者が認定を維持するための遵守事項

国際MRA対応認定事業者が認定を維持するために遵守すべき事項は、第1部及び以下によります。

1.1 一般要求事項

第1部の1.1と同じ。

1.2 試験証明書の発行 (ISO/IEC 17011 8.3.1)

第1部の1.2に加え、次のとおりです。

なお、国際MRA対応認定事業者は、図2に示す認定シンボルの使用及び認定国際基準に適合している旨の記載ができます。__

備考 (1)認定機関は試験証明書に付されるこの認定シンボルを国際MRA対応のものとして、ILAC/APLACに登録しています。

~~(1)国際MRA対応認定事業者は平成17年12月末までにILACサブライセンス契約を認定センターと結ぶ必要があります。このサブライセンス契約が結ばれるまでは従来の認定シンボルを使用してください。なお、サブライセンス契約を結んだ後は、従来の認定シンボルを使用して試験証明書を発行することはできません。~~

(2)認定シンボルは、原則、単色で使用してください。単色使用でない場合には図2に示す色で使用してください。

- (1) 国際MRA対応認定事業者は、**認定登録**の取消しを受けた場合、又は**認定登録**に係る事業を廃止した場合には、直ちに認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止しなければなりません。
- (2) 国際MRA対応認定事業者は、認定が一時停止又は取消しになった場合には、直ちに認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止しなければなりません。

図2 国際MRA対応認定事業者が試験証明書に表示できる認定シンボル



JNLA 000000JPは認定番号の例

1.3 認定の引用について (ISO/IEC 17011 8.3.1)

国際MRA対応認定事業者は、認定シンボルの使用、取扱いなどの認定の引用に関する方針をもたなければなりません。このとき、以下の1.3.2により認定シンボルを使用しようとする場合には、事前に認定機関の**確認許可**を得てください。

1.3.1~1.3.3

第1部の1.3.1~1.3.3と同じ。ただし、規定中の「標章」を「認定シンボル」と読み替える。
 なお、ILACマークを含む認定シンボルは名刺に使用することはできません。~~ず、~~図3に示す認定シンボルを使用すること。

図3 国際MRA対応認定事業者が名刺に使用できる認定シンボル



1.4 技能試験 (ISO/IEC 17011 7.15、APLAC MR001の3.3項)

国際MRA対応認定事業者は、認定を受けるまでに少なくとも1回、また認定を受けた後は少なくとも4年に1回、認定範囲のうち主要な区分について、認定機関の指示に従って試験所間比較等の技能試験に参加しなければなりません。このとき、認定機関の指示に含まれる技能試験の結果に対する要求水準を満たす必要があります。技能試験は、区分数や試料作成費などに基づいて実費ベースで試算した料金をお支払いいただく有料サービスとなります。

~~なお、~~この技能試験には、第1部1.4の他、適切な場合は、試験サンプルを用いた個別の測定監査を含みます。

1.5及び1.6 定期検査

第1部の1.5に規定する立入検査等の可能性に加え、認定機関は国際MRA対応認定事業者に対して認定国際基準への継続的な適合及び技術能力の維持を合致確認するため、国際MRA対応認定事業者との契約に基づく定期検査を行います。定期検査は、認定区分数などに基づいて実費ベースで試算した料金をお支払いいただく有料サービスとなります。

定期検査の際、国際MRA対応認定事業者は、文書の確認、全ての試験区域への立入り、記録の閲覧及び職員との接見を含む必要な便宜と協力を認定機関に提供しなければなりません。

~~(1)平成16年度以降に初回登録認定を受けた事業者に適用する定期検査の周期~~

(1)定期検査の種類

初回認定後1年以内に実施する定期検査 (部分検査)

~~定期検査は定期的に行うもので、その周期は、原則として初回認定登録後1年以内に実施し、その後は原則として2年ごとに1回実施します。そのうち、初回認定登録後1年以内の定期検査は、要求事項を部分的に確認する部分検査です。この初回の部分検査は、主に、初回認定登録審査に~~お~~於いて~~発見された不適合事項及びその他観察事項の是正状況、内部監査及びマネジメントレビューの実施状況等の管理システム面の適合状況を現地で確認するものです。

2年ごとの定期検査 (全項目検査)

2年ごとの定期検査は、初回審査時と同様に全認定範囲について ISO/IEC 17025の全要求事項及び全認定登録試験範囲を確認する全項目検査で、検査のプロセスは、基本的に初回の登録審査と同様となります。

~~これらの定期検査は、登録認定区分数などに基づいて実費ベースで試算した料金をお支払~~

~~いただく有料サービスとなります。~~

~~なおただし、法に基づく登録の審査(経過措置期間中に限る)又は登録更新審査(登録有効期間4年)の更新審査を受けた場合は、これを4年定期検査ごとの再審査(全項目検査)と見なします。~~

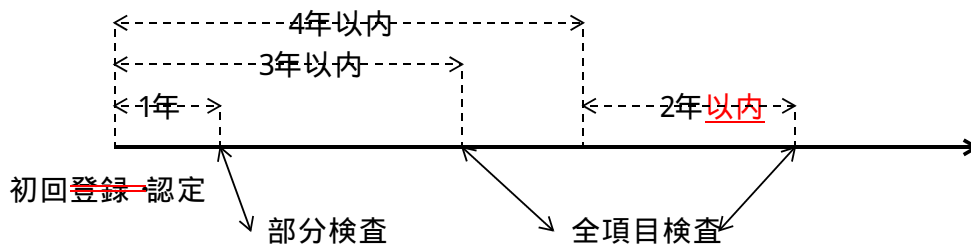
~~なお、既認定事業者であって初回登録までに定期検査を継続して受審されていた場合には、初回登録認定後1年以内の定期検査は省略し、原則として2年ごとに定期検査を実施します。~~

(2)定期検査の周期

~~原則として、初回認定後1年以内に定期検査(部分検査)を実施し、その後2年以内(初回認定後3年以内)に定期検査(全項目検査)を実施します。その後は、法に基づく登録更新審査(登録から4年以内)を受けた後、原則として2年以内に定期検査(全項目検査)を実施し、この周期を繰り返します。~~

~~定期検査は、次の周期で実施します。~~

~~法に基づく再登録更新審査(全項目検査/更新審査)~~



~~従って、初回登録認定を受けた事業者には、原則として1年以内に契約に基づく部分検査が行われ、その後2年以内(初回登録認定後3年以内)に契約に基づく全項目検査が行われることとなります。その後は、登録有効期間の4年以内の更新審査(JNLAの場合は法定手数料に基づく全項目検査)を受けた後、原則として2年以内に全項目検査が実施され、有効期間内に更新審査が実施されるという周期で定期検査が実施されていくこととなります。~~

~~(2)継続して定期検査を受けている既認定事業者に対して新たにJNLA登録されるまでに適用される定期検査の周期~~

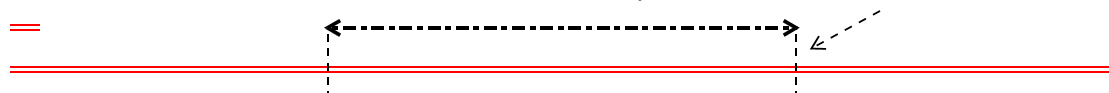
~~継続して定期検査を受けている既認定事業者に対して新たにJNLA登録されるまでに適用される定期検査の運用は次のとおりです。~~

~~定期検査は、原則として1.5年を超えない期間ごとに毎年1回実施します。そのうち、認定又は前回全項目検査から4年ごとに行う定期検査は、初回審査時と同様にISO/IEC 17025の全要求事項及び全認定試験範囲を確認する全項目検査(再審査に該当します。)とし、他の3回は要求事項を部分的に確認する部分検査です。定期検査のプロセスは、基本的に認定審査と同様となります。~~

~~これらの定期検査は、認定区分数などに基づいて実費ベースで試算した料金をお支払いいただく有料サービスとなります。~~

~~再審査(全項目検査)~~

~~4年ごと~~



~~認定~~ →

~~この3回は原則、部分検査~~

~~定期検査の際、国際MRA対応認定事業者は、文書の確認、全ての試験区域への立入り、記録の閲覧及び職員との接見を含む必要な便宜と協力を認定機関に提供しなければなりません。~~

1.7 変更届 (ISO/IEC 17011 8.1.3)

第1部の1.7と同じ。

2. 事業の承継 (ISO/IEC 17011 8.1.2)

第1部の2.と同じ。

3. 事業廃止 (ISO/IEC 17011 8.1.2)

第1部の3.と同じ。

4. ~~国際MRA対応認定事業者の一時停止、取消し~~ (ISO/IEC 17011 7.1.3)

国際MRA対応認定事業者が認定国際基準に適合していないおそれがある場合は、その内容の重要度を考慮して、その認定の一時停止を行う場合があります。また、以下のいずれかに該当する場合は、認定を取り消します。当該認定の一時停止又は取消しを受けた場合には、直ちに認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止しなければなりません。

- (1) 一時停止中の国際MRA対応認定事業者が改善を行わなかった場合。
- (2) 定期検査を受けない、技能試験に参加しない等認定国際基準の要件を満たさなかった場合。
- (3) 認定の地位の表明又は認定シンボルの使用に当たって、認定機関の評判を落とすような若しくは認定事実と異なる表明又は使用があった場合。 __

(4) 定期検査等に要する費用を負担しない場合。

5. 認定等の決定に関する試験事業者の権利

第1部の5.と同じ。

6. 確認書の提出

第1部の6.と同じ。

附則

(適用期日)

1. この規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

(適用期日)

1. この規定は、平成 14 年 12 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. 平成 12 年度までに認定を取得した事業者の定期検査については、従来と同じ定期検査の周期(時期)を適用する(すなわち、認定後 1 年目の全項目検査を起点とし、以降 4 年ごとに全項目検査を行う。)ものとする。
3. 平成 13 年度以降に認定を取得した事業者については、新しい定期検査の周期(時期)を適用するものとする。
4. MRA 対応について、平成 14 年度中であって認定から 1 年又は前回検査から 1.5 年を超えない日までに申請があった場合には、MRA 対応申請の時点から MRA 対応していることと見なす。その場合、上記 2.、3. により定期検査の周期(時期)を決定する。
なお、認定から 1 年又は前回検査から 1.5 年を超える事業者については MRA 対応申請後の初回定期検査時には全項目検査を行って、適切性を確認した後に、認定国際基準対応資格が与えられる。

(適用期日)

1. この規定は、平成 16 年 5 月 1 日から適用する。

(適用期日)

1. この規定は、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

(適用期日)

1. この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(適用期日)

1. この規定は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

(適用期日)

1. この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

(適用期日)



1. この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

(適用期日)

1. この規定は、平成 19 年 月 日から施行する。

別紙 1 標章の使用可能な例

標章の使用可能な例 (パンフレット、レターヘッド、その他の広告文書への使用)

凡例： は標章を、また、
 は登録番号を示します。

例 1



は、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度の標章です。
 当 (当社、当法人、弊社等可) 試験所 (試験センター、検査課等可)
 は、××区分の登録試験事業者で、
 は当試験室の登録事業者番号です。

例 2

当 (当社、当法人、弊社等可) 試験所 (試験センター、検査課等可) は、工業標準化法
 試験事業者登録制度に基づく登録試験事業者で、××試験方法他 ×件の登録を受けていま
 す。試験結果報告書には、下の標章がついた試験証明書を発行することができます。



は当試験所の登録事業者番号です

例 3



は、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度の標章で、
 当試験所は、××区分の登録試験事業者です。
 (は当試験所の登録事業者番号です。)

備考：1. これらの文言に加えて「JNLAは、登録基準として 国際標準化機構及び国際電気標準
 会議が定めた試験所に関する基準を用いています。」の文言を入れることができます。

国際MRA対応認定事業者は、「当社は APLAC 及び ILAC の相互承認の署名者である
 認定機関により認定された試験所であり、認定国際基準に対応しています。」の文言を入
 れることができます。

別紙2 標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例

標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例

例1

当(当社、当法人、弊社等可)試験所(試験センター、事業所等可)は、工業標準化法に基づき以下の試験事業者登録制度(JNLA)により登録されています。

~~JNLA試験事業者登録制度(登録番号:xxxxxxJP)~~

登録範囲に係る試験証明書には、法律で~~制度~~定められた標章が付されています。

例2

JNLA登録試験事業者(登録番号:xxxxxxJP)

登録範囲に係る試験証明書には、法律で~~制度~~定められた標章が付されています。

例3

JNLA登録試験事業者

登録範囲に係る試験証明書には、法律で~~制度~~定められた標章が付されています。

別紙 3 英文試験証明書欄外に記載する英文の例

英文試験証明書の欄外に記載する英文の例

1 . 事前の承認なしの複製を禁じる文言の例

和文：発行機関の事前の承認なしにこの証明書の一部のみを複製して用いることは禁じられています。

英文：The certificate shall not be reproduced except in full, without the prior written approval of the issuing laboratory.

2 . ISO/IEC 17025に適合している旨の記載例

和文： JNLAは、登録基準として国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準を用いています。

英文： JNLA uses ISO/IEC 17025 as accreditation criteria .

3 . APLAC 及び ILAC の相互承認に加盟している旨の記載例

和文： JNLAは、アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)の相互承認に加盟しています。

英文： JNLA is a signatory to the multilateral arrangement of APLAC and ILAC for the mutual recognition of testing certificates.

備考： 3 . の標記は国際M R A 対応認定事業者のみ記載することができる。

別紙4 ~~変更届けの要否~~

~~変更届けの要否~~

(省令第2条第2項)	提出書類	変更届が必要な例	変更届が不要な例 (注)
日 製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	当該事業の種類及び概要を記した書面	定款の事業内容が変更 寄付行為の事業内容が変更	定款又は寄付行為等の変更を伴わない変更
	申請事業者の全体組織図	申請事業者の全体組織図の変更	組織名称の変更等、組織図の変更がない場合
ハ 製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	試験装置・機器等一覧表	機器等数量の増減	試験所内における所在場所の変更
		性能の異なる機器の更新	
		右記以外の所在場所の変更	
		所有・借入れの変更	
ニ 製品試験の事業を行う施設の概要	(1)試験所の配置図	試験所の移転(所在地の変更)	試験施設の名称変更等、配置図に変更がない場合
		同一敷地内における試験施設の移転	
		試験施設(建屋)の増減	
(2)試験室等の機器の配置図	(1)の変更時	試験所内における機器等のレイアウト変更	
	試験室の増減		
ホ 製品試験の事業を行う組織に関する事項	(1)試験所の組織図	試験所組織図の変更	組織名称の変更等、組織図の変更がない場合
	(2)主要職員名簿	経営者、技術管理者、品質管理者、署名・記名押印者、代理者の変更	左記以外の職員の変更
ハ 製品試験の事業の実施の方法に関する事項	品質文書一覧表	品質マニュアル又は試験手順書の改正又は追加	
	品質マニュアル及び試験手順書		左記のうち、実質的な改正でない場合
ト 製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	試験従事者一覧表	試験従事者の変更	

~~(注) 更新申請時には変更後の最新版書類を添付する必要があります。~~

~~なお、MRA事業者にあつては、定期検査までに変更後の最新版を提出する必要があります。~~

附属書 JNLAの試験結果の規格適合性の表明に関する指針

1. 経緯及び目的

試験所・校正機関の認定(登録)制度における試験・校正結果の不確かさの推定について、校正分野においては、ISO/IEC Guide 25以前から、校正機関に対し不確かさの推定が要求されていたため、校正結果に不確かさの表記がなされてきた長い歴史を持っている。これに対し、試験分野においては、不確かさの推定が求められるようになったのは、試験所に対する要求事項であるISO/IEC 17025:1999が制定されてからであり歴史が浅いことから、JNLAの試験所登録の審査において試験所に対し不確かさの推定ができる能力を要求してきているものの、試験報告書には、これまで試験結果に不確かさの表記がなされていない状態であった。

また、JNLAの証明書の記載事項を定めている「工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令」において、当初その第四条第一号で「製品試験により得られた値を記載する証明書であり、日本工業規格との適合性を証明するものではない旨の表記」を証明書中に記載することが規定されていたため、試験結果の規格適合性を判定する際に、不確かさをどの様に考慮すべきかについて検討されていなかった。

しかし、新JISマーク制度創設に伴う法令改正により、鋳工業品のJIS規格への適合表明を行う際、JNLA登録試験事業者等が発行する試験証明書を活用することが可能となったため、試験結果の不確かさを規格適合性の評価において取り扱うための指針を示すこととした。

なお、この指針は、認定~~機関センター~~が定める「JNLAの試験における測定の不確かさの適用に関する方針」の4.2「カテゴリー分類の定義」によるカテゴリー毎に規定する。^{*1}

2. JNLAの試験結果の規格適合性の表明に関する指針

(1) カテゴリー分類 定性試験

定性試験の場合、試験結果が数値として表されないため測定の不確かさの見積りは要求されず、したがって規格適合性の表明に際して不確かさを考慮する必要はなく、試験結果そのもので適合性を判定し表明することができる。

(2) カテゴリー分類 定量試験 A

(2)-1 JIS Q 17025の5.4.6.2注記2に規定される所定の要件を満たしたJISの試験方法に厳密にしたがって試験を行う場合、規格値は所定の不確かさが考慮された上で決められていると考えることができるため、規格適合性の表明に際して試験所は自身で新たに測定の不確かさを見積って考慮する必要はなく、次の(a)又は(b)により適合性を判定し表明することができる。

(a) 試験結果が規格の上限値を超えていない及び下限値を下回っていない場合は、その規格に照らし適合性を宣言できる。

(b) 試験結果が規格の上限値を超えている又は下限値を下回っている場合は、その規格への不適合が宣言できる。

(2)-2 所定の要件を満たしたJISの試験方法に、例えば以下に示すような何らかの緩和条件や許容条件等が規定されている場合であって、試験所がそれらの条件により試験を行う場合は、試験所は当該条件に起因する測定の不確かさを「カテゴリー分類 定量

*1 (参考1)「JNLAの試験における測定の不確かさの適用に関する方針(抜粋)」を参照。

試験 B」の場合に準拠して漏れなく見積る必要がある。この場合の規格適合性の表明は、(3)に準じて行うことができる。

緩和条件や許容条件の例

ただし、当事者間の取り決めによる場合は、この限りではない。

ただし、 処理において本法と同等以上の結果が得られることの妥当性を予め確認した方法があれば他の方法を用いてもよい。

(3) カテゴリー分類 定量試験 B^{*2)}

規格適合性の表明に際して試験所は自身で見積った測定の不確かさを考慮し、次の(a)から(c)により適合性を判定し表明することができる。

- (a) 信頼水準 95%の拡張不確かさ区間により拡大された試験結果が規格の上限値を超えていない及び規格の下限値を下回っていない場合は、その規格に照らし適合性を宣言できる (図のケース 1及び 6)。
- (b) 試験結果から拡張不確かさの片側区間分を差し引いた値が規格上限値を越えている場合、規格への不適合が宣言できる (図のケース 5)。
- (c) 試験結果に拡張不確かさの片側区間分を加えた値が規格下限値を下回っている場合、規格への不適合が宣言できる (図のケース 10)。

*2) (参考 2)「本指針の策定にあたり参考とした国際機関 (ILAC , APLAC)の規格 (仕様)適合性の評価に関する指針 (抜粋)」を参照。

図 (APLAC TC 004から抜粋)

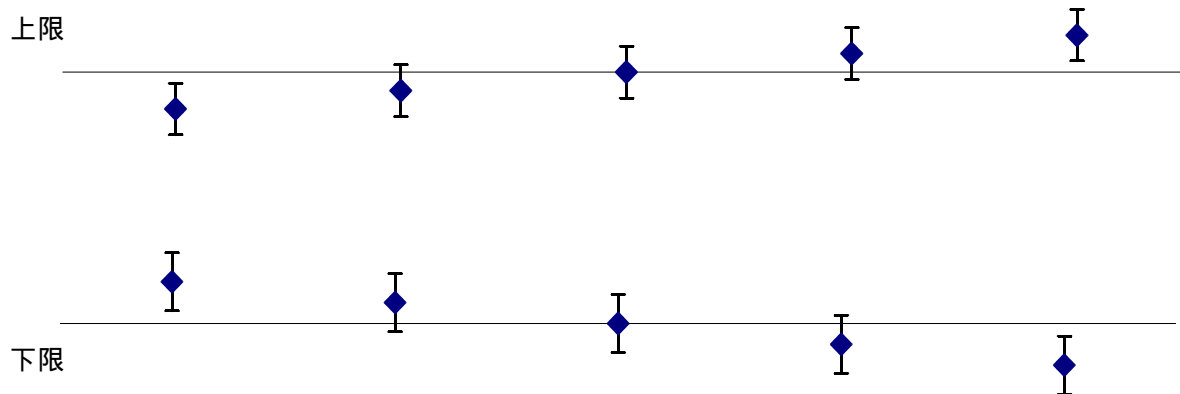
ケース1
不確かさ区間の半分以上を上に伸ばしても、試験結果は上限以下である。
したがって、製品は規格に適合している。

ケース2
試験結果は上限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。
したがって適合の宣言はできない。
しかし、信頼の水準95%以下が容認できるなら適合の宣言は可能かもしれない。

ケース3
試験結果は限界自体に乗っている。したがって適合も不適合も宣言できない。
しかし、信頼の水準95%以下が容認でき、規格限界が試験結果 上限で定義されるなら、適合の宣言は可能かもしれない。
規格限界が試験結果 < 上限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース4
試験結果は上限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。
したがって不適合は宣言できない。
しかし、95%以下の信頼の水準が容認できるなら、不適合の宣言は可能かもしれない。

ケース5
不確かさ区間の半分以上を下に伸ばしても試験結果は上限を越えている。
したがって、製品は規格に適合しない。



ケース6
不確かさ区間の半分以上を下に伸ばしても、試験結果は下限以上である。
したがって、製品は規格に適合している。

ケース7
試験結果は下限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。
したがって適合の宣言はできない。
しかし、信頼の水準95%以下が容認できるなら適合の宣言は可能かもしれない。

ケース8
試験結果は限界自体に乗っている。したがって適合も不適合も宣言できない。
しかし、信頼の水準95%以下が容認でき、規格限界が試験結果 下限で定義できるなら適合の宣言は可能かもしれない。
規格限界が試験結果 > 下限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース9
試験結果は下限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。
したがって不適合は宣言できない。
しかし、信頼の水準95%以下が容認できるなら、不適合の宣言は可能かもしれない。

ケース10
不確かさ区間の半分以上を上に伸ばしても、試験結果は下限を越えている。
したがって、製品は規格に適合しない。

(参考 1) JNLAの試験における測定の不確かさの適用に関する方針 (抜粋)

4.2 カテゴリー分類の定義

(1) 定性試験

試験における測定の結果が数値で表されない定性試験。この種類の試験にあつては、試験における測定の不確かさの見積もりを必要としない。

(2) 定量試験 A

試験における測定の結果が数値で表される JIS の試験方法であつて、JISQ 17025 の 5.4.6.2 の **注記参考 2** に該当するもの。試験所はその試験方法及び報告方法の指示に従うことによって JISQ 17025 の 5.4.6.2 を満足することから、試験における測定の不確かさの見積もりを必要としない。ただし、その場合であつても試験所は自らの判断で(3)の から までのいずれかによって不確かさを見積もることができる。

JISQ 17025 の 5.4.6.2 の **注記参考 2**

広く認められた試験方法が測定の不確かさの主要な要因の値に限界を定め、計算結果の表現形式を規定している場合には、試験所はその試験方法及び報告方法の指示に従うことによってこの項目を満足すると考えられる (5.10 参照)。

(3) 定量試験 B

試験における測定の結果が数値で表される JIS の試験方法であつて、JISQ 17025 の 5.4.6.2 の注記 2 に該当しないもの。この種類の試験に対し、JISQ 17025 の 5.4.6.2 及び 5.4.6.3 の要求事項を満たす為に、試験所は以下の方法のいずれかによって不確かさを推定することができる。

十分な数のコントロールサンプル (laboratory control samples) を用いる方法。

不確かさの主な構成要素の確認及び測定の不確かさの合理的な推定による方法 (例えば、測定の不確かさを数式モデルとして表現できないような試験方法に適用する。)

不確かさの全ての要素を特定しており、ISO「測定の不確かさの表現の指針」に従って計算された、詳細な測定の不確かさの評価方法 (例えば、試験における測定の不確かさを数式モデルとして表現できる試験方法に適用する。)

その他、適切と認められる方法

(参考2) 本指針の策定にあたり参考とした国際機関 (ILAC, APLAC) の規格 (仕様) 適合性の評価に関する指針 (抜粋)

- (a) 試験結果に信頼水準 95% の拡張不確かさ区間を加味しても、規格の上限及び下限のいずれも超えないならば、規格への適合が宣言できる (図のケース 1 及び 6)。
- (b) 試験結果から拡張不確かさの片側区間分を差し引いた値が規格の上限を越えている場合、規格への不適合が宣言できる (図のケース 5)。
- (c) 試験結果に拡張不確かさの片側区間分を加えた値が規格の下限を下回っている場合、規格への不適合が宣言できる (図のケース 10)。
- (d) 試験結果が規格限界に十分に接近しており、拡張不確かさの片側区間が規格限界とオーバーラップしているならば、規定の信頼水準で適合や不適合を確定するのは不可能である。試験結果及び拡張不確かさは、適合も不適合も証明できなかったことを示す声明とともに報告されるのが望ましい。これらの状況 (図のケース 2、4、7 及び 9) に適用される適切な声明は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は測定の不確かさ未満の偏差をもって規格限界の上 (下) 側にある。したがって、信頼水準 95% で適合 / 不適合を宣言することはできない。しかし、95% 未満の信頼水準が容認できるならば、適合 / 不適合の宣言は可能かも知れない。』

法令がどうしても規格適合の可否に関する決定を要求するならば、図のケース 2 及び 7 の場合は (信頼水準 95% 未満でなら) 規格限界への適合を宣言できる。図のケース 4 及び 9 の場合は (信頼の水準 95% 未満でなら) 規格限界への不適合を宣言できる。

可能な場合、再試験が望ましい。同一試験対象のすべての試験結果の平均値及びこの平均値に付随する新しい不確かさを推定した後、上記(a)から(d)と同様の判断が行われるのが望ましい。

- (e) 試験結果がちょうど規格限界上にあるならば、規定の信頼水準での適合や不適合の宣言はできない。試験結果及び拡張不確かさは、規定の信頼水準では適合も不適合も証明できなかったことを示す声明とともに報告するのが望ましい。これらの状況 (図のケース 3 及び 8) に適用される適切な声明は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は規格限界値に等しい。したがって任意の信頼水準で適合又は不適合の宣言はできない。』

法令が信頼水準を無視して適合や不適合の形態で評価する声明を要求するならば、声明は規格 (仕様) の定義に依存した次のようなものが考えられる。

- ・規格限界が " $<$ " 又は " $>$ " で規定され、試験結果が規格限界値に等しいならば、不適合が宣言できる。
- ・規格限界が " $=$ " 又は " \neq " で規定され、試験結果が規格限界値に等しいならば、適合が宣言できる。